

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和 5 年（2023 年）10 月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっていますが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じることとなります。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はないのが現状です。

人生 100 年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中で、報酬よりも社会参加・健康増進に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題です。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところです。

よって、国におかれては、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる特例措置を講じるよう強く要望します。

上記については、地方自治法第 99 条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。